

令和7年度（2025年度） 八王子市立学童保育所 募集案内

■申請期間等

(1) 新年度当初からの入所

入所日	対象学年	申請期間	結果発送
令和7年 (2025年) 4月1日	① 1～3年生 ② 4年生障害児	1次募集 電子申請：10月15日（火）から10月28日（月） 紙による申請：11月1日（金）から11月15日（金）	1月下旬
	全学年	2次募集 ※欠員がある場合に入所できます 電子申請：1月20日（月）から1月29日（水） 紙による申請：1月20日（月）から2月14日（金）	3月中旬

- 高学年児童（4年生以上）の受入れは、一部の施設に限ります。
- 低学年児童の入所を優先するため、高学年児童は2次募集期間で申請を受付けます。
- 2次募集の詳細は、1月下旬に八王子市子育て応援サイトで公開予定です。

(2) 年度途中での入所（紙による申請のみ）

入所日	申請期間	結果発送
各月1日	前月の1日～15日（例：5/1入所の場合、4/1～4/15に申請）	入所日直前
各月15日	前月の16日～末日（例：5/15入所の場合、4/16～4/30に申請）	

■受付場所・時間

申請方法	電子申請	紙による申請	
受付場所	八王子市子育て 応援サイト	各学童保育所	放課後児童支援課 (市役所本庁舎7階)
曜日	すべての曜日	月～土 (祝日を除く)	月～金 (祝日を除く)
受付時間	24時間受付	【平日】放課後～18:30 【土曜日】8:30～18:30	8:30～17:15

■子育て応援サイトへのアクセス

右の二次元コードからアクセスできます。
手続きに必要な書類や、施設の空き状況を掲載しています。



■注意事項

- 郵送による申請は、原則受付けておりません。
- 申請書類等に不備がある場合は、受付けできません。
- 電話等による結果のお問合せは、ご遠慮ください。

学童保育所に関する
お問い合わせ

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部放課後児童支援課
電話：042-620-7246 FAX：042-649-6094

目 次

学童保育所の概要	3 ページ
入所申請	4～5 ページ
電子申請のご案内	6 ページ
入所申請 提出書類チェック表	7 ページ
(記入例) 学童保育所入所申請書	8～9 ページ
(記入例) 申請理由書・申出書	10～11 ページ
令和 7 年度(2025 年度)学童保育所一覧	12～13 ページ
入所承認	14 ページ
八王子市学童保育所入所承認基準表	15 ページ
同一指数の場合の優先順位表	16 ページ
結果通知受取り後の手続き	17 ページ
在籍中に必要な手続き	18 ページ
学童保育所の利用にあたって	19 ページ
学童保育所保育料	20 ページ
放課後の過ごし方について	21 ページ
学童保育 FAQ	22 ページ

■ 学童保育所の概要

学童保育所は、遊びを中心とした集団生活を通じてお子さんの社会性を身につけるとともに、一人ひとりの健全な成長を手助けするところです。保護者の就労等の理由から、放課後に家庭での監護を受けることができないお子さんが対象です。

(1) 対象児童

八王子市内に居住又は在学する児童

1～3年生(障害児の場合は4年生)までの児童が受入れ対象となります。

なお、一部の施設では高学年児童(4～6年生)の受入れも行います。高学年の受入れ対象施設は、12～13ページの「令和7年度(2025年度)学童保育所一覧」を参照してください。

ただし、低学年児童の入所を優先するため、施設の定員に余裕がある場合にのみ、高学年児童(4～6年生)の入所を承認します。

(2) 保育時間

	通常	土曜日、三季休業日
基本時間	放課後～午後6時30分	午前8時30分～午後6時30分
延長保育	午後6時30分～7時30分	午前8時～8時30分 午後6時30分～7時30分
お迎えについて	原則としてお迎えをお願いします(延長保育時は必須)	

※休所日は、日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 入所の要件

学童保育所の利用にあたっては、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 保護者の事情(就労、就学、疾病等、看護・介護、出産、求職等)により、放課後に保護者が家庭で児童を保育できないこと
- イ 学童保育料に未納がないこと(きょうだい分含む)
- ウ 保育上の重大な支障がないこと

※ 上記アとイに該当しても、保育上支障があると認められる児童は、入所できない場合があります。

※ 重度の障害やアレルギーがある児童は、安全上の観点から受入れができない場合や、入所日が遅れることがありますので、必ず入所申請の前に放課後児童支援課へ相談してください。

■ 入所申請 学童保育所の利用にあたっては、毎年申請が必要です。

※保育園とは異なり、継続希望者を優先する制度はありません。

<申請時に必要な書類>

全ての書類を揃えたうえで申請してください。書類に不足がある場合、申請を受付することができません。

※〈★〉の書類は指定の様式を使用してください。各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。

ア 入所申請書〈★〉

イ 入所要件を証明する次の書類（保護者それぞれ必要です）

- 仕事をしている方…就労証明書〈★〉
- 仕事以外の要件の方…5 ページに記載されている必要書類

ウ 書類の提出に関する申出書〈★〉（下記に該当する場合のみ）

- 就労証明書の就労期限の末日が、入所希望日より前である場合
- 疾病等を証明する書類の有効期限の末日が、入所希望日より前である場合
- 就労証明書の育児休業等の復職予定日が、「入所希望日から 1 か月以内」の要件を満たしていない場合

エ 生活保護受給証明書（該当する世帯のみ）

入所要件	要件詳細及び必要書類など	
就労	要件詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日4時間以上かつ月12日以上の勤務であることが必要です。 ※ 4時間未満の日は1日として数えません。 ・ 育児休業中の方が4月1日入所の申請をされる場合、令和7年(2025年)5月1日までの職場復帰及び、育児休業等復帰証明書〈★〉の提出が必須です。復職が5月2日以降の方は年度途中入所を申請してください。 ・ 採用内定の方が4月1日入所の申請をされる場合、令和7年(2025年)4月14日までに採用予定と記入された就労証明書であれば、就労要件での申請をすることができます。4月15日以降に採用予定の方は年度途中入所を申請してください。 ・ 入所希望日時点の実際の拘束時間（実働時間+休憩時間）で判定します。ただし、育児時間等の時間短縮制度を利用している場合は、その拘束時間で判定します。
	必要書類	<p>(1) 就労証明書〈★〉 ※全員提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等の「在職・内定証明書」は使用できません。 ・ 「保護者記載欄」及び「市事務処理欄」以外は証明者（雇用主や責任者）が記入してください。その他の方が記入した場合は無効となります。 ・ 就労証明書だけでは就労内容を表すことが困難な場合は、シフト表又はスケジュール表等を添付してください。 ・ 就労証明書の提出ができない場合（有償ボランティア等）は、就労要件での申請はできません。 <p>(2) 申出書〈★〉 ※下記に該当する場合のみ添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書の就労期間が、入所希望日よりも前の日付の場合、「就労」欄を記入して提出してください。

入所要件	要件詳細及び必要書類など	
就労	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書の育児休業等の復職予定日が、「入所希望日から 1 か月以内」の要件を満たしていない場合（例：4月1日入所の場合、5月1日までの復職となっていない）、「育児休業等からの復職」欄を記入して提出してください。 ・ 申出書の内容を守ることができない場合、退所となることがあります。 <p>(3) 事業の実態を示す書類※下記に該当する場合のみ添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主等のため、自身の就労証明書を作成した方は、税務申告書類、開業届、商材のパンフレット、印刷した自社の web ページ等を提出してください。 ・ 提出がない場合も入所申請を受け付けますが、入所審査に用いる点数が変わります。詳細は 15 ページの欄外を参照してください。
就学	要件詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日4時間以上かつ月12日以上就学していることが必要です。 ※4時間未満の日は1日として数えません。 ・ 入所希望日前に卒業する場合は、就学要件での申請はできません。 ・ 個人の知識向上や趣味のための就学は対象となりません。
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書（様式任意） ・ 時間割表（1日の就学時間、1か月の通学日数がわかる書類） ・ 申請理由書〈★〉（「就学」欄を記入して提出してください。）
疾病等	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書又は障害者手帳や特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証の写し ・ 申請理由書〈★〉（「疾病等」欄を記入して提出してください。）
看護・介護	要件詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日4時間以上かつ月12日以上看護又は介護していることが必要です。 ※4時間未満の日は1日として数えません。
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護・介護を受けている方の診断書又は障害者手帳や介護保険被保険者証の写し ・ 申請理由書〈★〉（「看護・介護」欄を記入して提出してください。）
出産	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、出産月(予定月)がわかる書類 ※母子手帳の写しなど
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所承認期間は出産月とその前後2か月となります(例：6月出産予定の場合、4月から8月までが入所承認期間となります)。 ・ 引き続き育児休業を取得していることを確認できる書類（産前産後休暇・育児休業取得証明書〈★〉）の提出があれば、当該年度内に限り在籍可能です。
求職	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請理由書〈★〉（「求職」欄を記入して提出してください。）
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職要件での申請は年度内に1回限り有効です。 ・ 入所承認期間は3か月間となります。

※きょうだい等で申請する場合は、添付書類は1部で構いません。

※入所要件がなくなった場合は、退所となります。退所届を提出してください。

（例：求職による入所要件で4月1日から6月30日まで入所承認されたが、この間に就労先が決定しなかった場合は、退所となります。）

※虚偽の申請があった場合は、入所承認を取り消します。

※就労証明書の記載については、八王子市子育て応援サイトに掲載している「就労証明書（学童保育所用）記載要領」を確認してください。

■電子申請のご案内

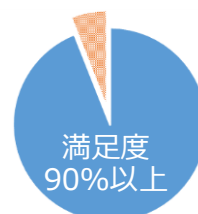
4月1日付の入所申請には、スマホやパソコンから申請可能な電子申請を導入しています。

(1) 電子申請のメリット

- 申請受付期間内であれば、いつでも・どこでも申請可能！
- わざわざ提出に出向く必要がありません！
- 就労証明書等の添付書類を揃えるだけで申請可能！入所申請書の手書きは不要です！

(2) 前回電子申請利用者のアンケート結果

令和5年度（令和6年4月分）の利用者アンケートにおいて、「満足」及び「非常に満足」と回答した割合は94%でした。



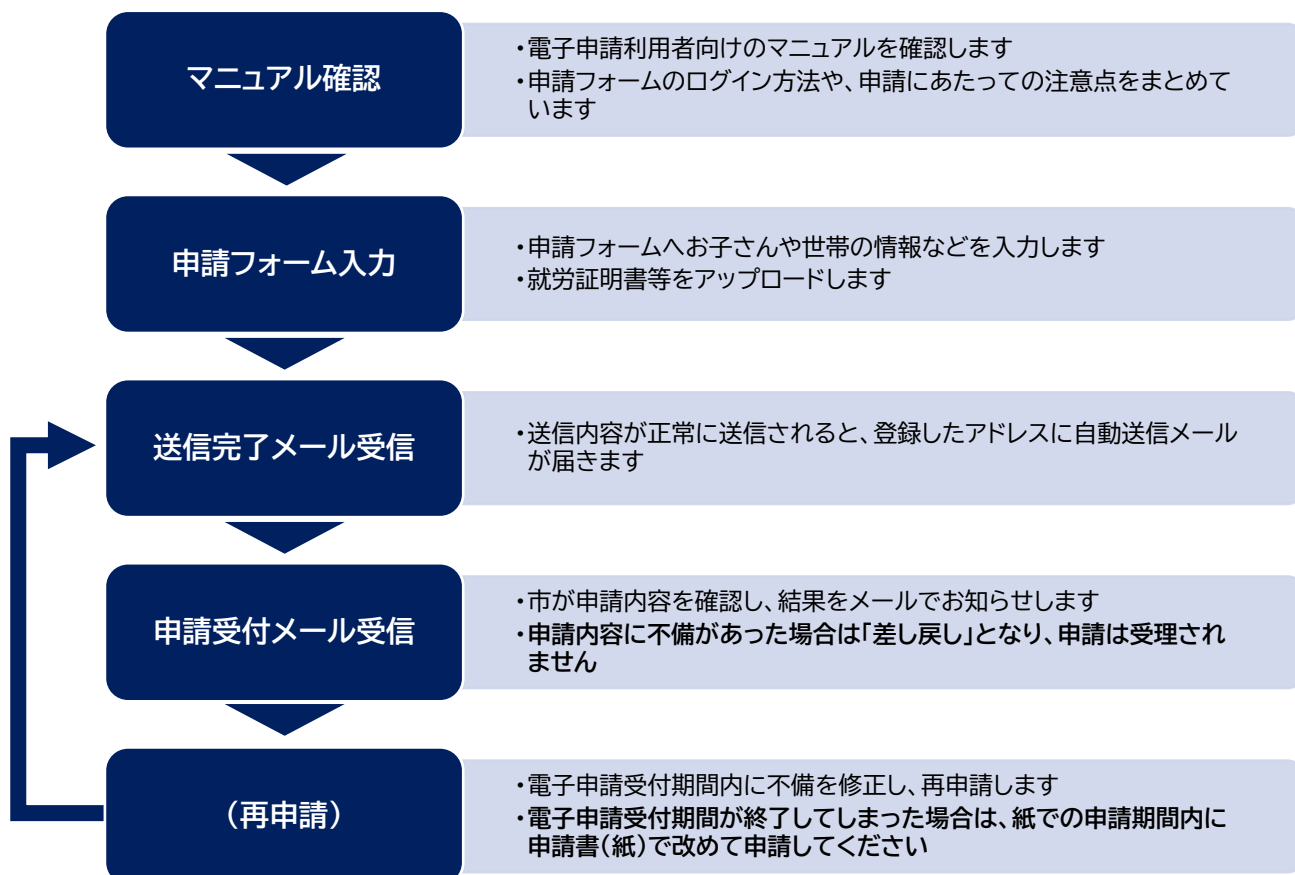
(3) 電子申請利用者の声

- 子どもを寝かしつけた後に申請できた
- きょうだい同時申請が便利だった
- 紙での申請よりも圧倒的に簡単だった
- 昨年度に引き続きリピートした



電子申請はこちらから
(八王子市子育て応援サイト)

(4) 電子申請のながれ



■ 入所申請 提出書類チェック表

必要書類がすべて揃っているか必ず確認してから提出してください。申請書類に不備がある場合は、受付できません。

なお、入所要件の詳細は、「入所申請(4～5ページ)」を確認してください。

対象		必要書類	父	母	
全員		<input type="checkbox"/> 学童保育所入所申請書	1通		
入所要件	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書	1通	1通	
	該当者のみ必要	シフト勤務等で就労証明書だけでは指数判定ができない			<input type="checkbox"/> シフト表又はスケジュール表(様式任意)
		就労期限の欄に、入所希望日より前の日付が記入されている			<input type="checkbox"/> 申出書 (「就労」欄を記入)
		育児休業等の復職予定日が、要件を満たしていない			<input type="checkbox"/> 申出書 (「育児休業等からの復職」欄を記入)
		個人事業主等のため、自身で就労証明書を作成している			<input type="checkbox"/> 就労実態を示す書類 (提出がない場合も入所申請を受付けますが、指数を判定する上での加点の対象となりません)
	就学 (右の3つ全て必要)	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 時間割表 <input type="checkbox"/> 申請理由書(「就学」欄を記入)			
	疾病等 (右の2つ全て必要)	<input type="checkbox"/> 診断書又は障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証、自立支援医療受給者証の写し <input type="checkbox"/> 申請理由書(「疾病等」欄を記入)			
看護・介護 (右の2つ全て必要)	<input type="checkbox"/> 看護・介護を受けている方の診断書又は障害者手帳や介護保険被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 申請理由書(「看護・介護」欄を記入)				
出産	<input type="checkbox"/> 氏名、出産月(予定月)のわかる書類 (母子手帳の写しなど)				
求職	<input type="checkbox"/> 申請理由書(「求職」欄を記入)				
生活保護受給世帯の方		<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	1通		
その他確認事項		<input type="checkbox"/> 学童保育料に未納がない(完納をお願いします)			

記入例

学童保育所入所申請書

八王子市教育委員会 殿

次のとおり、学童保育所に入所したいので申請します。

事務処理欄	
児 受	記入不要

申請年月日	令和 6 年 11 月 1 日
入所希望日	令和 7 年 4 月 <input checked="" type="checkbox"/> 1日
	<input type="checkbox"/> 15日

申請者	現住所	〒 192 - 3456 八王子市元本郷町3-24-1	(転居の場合) 新住所	〒 -	
	フリガナ	タカオ ハナコ	続柄	転居予定日 (令和 年 月 日)	
	保護者氏名	高尾 花子	母	電話番号 ①	080-1234-5678
				②	090-9876-5432

入所希望学童	フリガナ	タカオ ムササビ	性別	女	入所希望学童保育所名
	入学希望氏名	高尾 むささび			第1希望
	生年月日	平成 令和7年度中の学年を記入			第2希望
	通学校名	(新) 年生			第3希望

学童保育所一覧を参考に、入所希望施設を最大4つまで記入

家族(入所希望学童を除く)の氏名	続柄	生年月日	職業
申請者 高尾 花子			パート
高尾 太郎			社員
高尾 ももんが			園児
		T・S・H・R 年 月 日	
		T・S・H・R 年 月 日	

以下に該当する方についても、世帯状況に記入してください
 ● 単身赴任中の保護者
 ● 婚姻していないものの、児童を監護している方

令和6年度に利用していた口座登録を引き継ぎたくない場合のみ「✓」を記入

生活保護(受給証明書の添付が必要です)

口座	<input type="checkbox"/> 令和6年度(2024年度)と同じ口座からの引落を希望しない場合のみ、✓をつけてください。 ※「✓」がある場合を除き、昨年度に利用された口座を引き継ぎます。
----	---

特記事項(市記入欄)	記入不要	裏面の記入もお忘れなく
------------	------	-------------

※記載内容が事実と異なる場合は、無効となります
(この申請書の個人情報学童保育所に関するものだけに使用します。)

裏面あり ▶

記入例

調 査 票

お子様の安全確保のため、障害やアレルギーの程度によっては受け入れができない場合や、入所日が遅れることがあります。
重度の障害やアレルギーがある場合は、必ず入所申請前にお申出ください。

入所希望学童氏名		入所希望学童保育所名 (第1希望)		
高尾 むささび		八王子	学童保育所	第1 クラブ

No.	項目	回答
1	発達の遅れなどがありますか	ない ・ <input checked="" type="radio"/> ある
以下は、1で「ある」に○をつけた方のみご記入ください		
2	1の内容について、該当する項目に○をつけてください	<input type="radio"/> a. 知的発達の遅れがあるように思われる <input checked="" type="radio"/> b. 言葉が遅れているように思われる <input type="radio"/> c. 目がよく見えないように思われる <input type="radio"/> d. 耳がよく聞こえないように思われる <input type="radio"/> e. 情緒不安定と思われる <input checked="" type="radio"/> f. 閉鎖的傾向があるように思われる <input type="radio"/> g. 肢体不自由と思われる <input type="radio"/> h. その他 (具体的に) _____ _____ _____
		<p>a~hの選択肢は複数選択可能</p>
3	適切な保育を目的に、学童の指導員がお子様の様子を拝見することについて、同意をお願いします	【同意者】保護者氏名 (続柄 母) 高尾 花子 【現在の通園・通学場所】 ○×△保育園
4	「障害者手帳」又は「愛の手帳」をお持ちですか	<input checked="" type="radio"/> ない ・ ある 障害者手帳 _____ 級所持 ・ 愛の手帳 _____ 度所持
5	現在、療育機関等に通っていますか	通っていない ・ <input checked="" type="radio"/> 通っている 療育機関名 (あいうえ療育センター) 利用頻度 (_____ 回 / 週・月)
6	特別支援学級等に通っていますか	<input checked="" type="radio"/> 通っていない ・ 通っている (通う予定) 固定級 _____ (学校) 特別支援教室 _____ (学校) 通級 (きこえとことばの教室) _____ (学校)

記入例

申請理由書

要件	各要件の詳細
<input checked="" type="checkbox"/> 就学	<p>◆ 申請書及び時間割表を添付してください。</p> <p>該当する要件名に✓</p> <p>(1) 卒業までの年数： <u>3</u> 年</p> <p>(2) 卒業予定年月： <u>令和9</u> 年 <u>3</u> 月</p> <p>(3) 片道通学時間： <u>1</u> 時間 <u>10</u> 分</p> <p>入所希望日前に卒業する場合は、就学要件での申請はできません</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 疾病等	<p>◆ 以下に記入のうえ、障害者手帳、自立支援医療受給者証の写し又は診断書を添付してください。</p> <p>(1) 診断名： <u>〇×病</u></p> <p>(2) 療養状況</p> <p>ア 入院の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p>(ありの場合) 入院期間： _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日</p> <p>イ 通院 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり</p> <p>(ありの場合) 頻度： <input type="checkbox"/> 週 / <input checked="" type="checkbox"/> 月 <u>2</u> 回</p> <p>添付する診断書等から診断名を転記</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 看護・介護	<p>◆ 以下に記入のうえ、看護・介護を必要とする方の障害者手帳、介護保険被保険者証の写し又は診断書を添付してください。</p> <p>(1) 看護・介護を必要とする方の情報</p> <p>ア 氏名： <u>陣馬 太郎</u></p> <p>イ 住所： <u>八王子市陣馬1-2-3</u></p> <p>ウ 電話番号： <u>042-123-4567</u></p> <p>エ 申出者（看護・介護をする方）からみた続柄： <u>実父</u></p> <p>(2) 看護・介護の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院・施設利用 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅での看護・介護</p> <p>看護・介護の内容</p> <p><u>〇〇が不自由であることから、日常生活の介助及び週2回の通院補助を行っている。</u></p> <p>(3) 看護・介護の月あたり日数： <u>30</u> 日</p> <p>(4) 看護・介護に要する時間</p> <p>ア 1日あたりの時間数： <u>10</u> 時間 <u>0</u> 分</p> <p>イ 時間帯： <u>8</u> 時 <u>30</u> 分 ~ <u>18</u> 時 <u>30</u> 分</p> <p>介護に要する時間が1日に4時間以上かつ月に12日以上必要</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 求職	<p>◆ 以下の内容を確認し、就労証明書の提出期限を厳守してください。（提出期日は、入所希望日から起算して）</p> <p>入所希望日から3か月後の月末を記入</p> <p>求職中のため、<u>令和7</u> 年 <u>6</u> 月 _____ 日</p> <p>なお、書類が提出できない場合は、入所承認期限をもって退所することを約束します。</p>

上記のとおり、相違ありません。

申請年月日	<u>令和6</u> 年 <u>11</u> 月 _____ 日	上記の入所要件に該当する保護者氏名を記入 (申請者ではなく、「求職中の保護者」等、要件の対象になる方)
申出者氏名	<u>高尾 花子</u>	
学童氏名	<u>高尾 おささび</u>	第1希望施設名を記入
(入所希望) 学童保育所名	<u>八王子</u> 学童保育所 <u>第1</u> クラブ	
	入所期限	/ → /

記入例

書類の提出に関する申出書

要件	確認事項
	<p>該当する要件の確認事項欄を確認し、各項目に漏れなく✓をつけてください</p> <p>より前である場合に、記入・提出してください。</p> <p>入所希望日前に到来しますが、契約更新により引き続き就労する予定である申請者のため、申請書について確認しました。</p>
就労	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 学童保育所へ入所できた場合の利用期間は、1か月間のみであること。 <input checked="" type="checkbox"/> 就労期限更新後の就労証明書を1か月間の利用期間中に提出しなければならないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書の提出が期日に間に合わない等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 退職等により入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、学童保育所の退所又は入所辞退を届け出ること。
疾病等	<p>◆提出する書類の有効期限が入所希望日より前である場合に、記入・提出してください。</p> <p>提出する自立支援医療受給者証等の有効期限が入所希望日前に到来しますが、期限を更新する予定です。入所申請にあたり、以下の項目について確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 学童保育所へ入所できた場合の利用期間は、1か月間のみであること。 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期限更新後の自立支援医療受給者証等を、1か月間の利用期間中に提出しなければならないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 書類の提出が期日に間に合わない等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、学童保育所の退所又は入所辞退を届け出ること。
育児休業等からの復職	<p>◆提出する就労証明書の育児休業等の復職予定日が入所要件※を満たしていない場合に、記入・提出してください。</p> <p>※入所希望日から起算して1か月後</p> <p>提出する就労証明書に記載の復職予定日が入所要件を満たす期日までに復職する予定です。</p> <p style="text-align: center;">入所希望日から起算して1か月後の日付を記入 ※復職・書類提出の期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業等から <u>令和7年 5月 1日</u> までに復職すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 学童保育所へ入所できた場合の利用期間は、1か月間のみであること。 <input checked="" type="checkbox"/> 「育児休業等復職証明書」を1か月間の利用期間中に提出しなければならないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 「育児休業等復職証明書」の提出が期日に間に合わない等の事情が生じた際は、速やかに放課後児童支援課に連絡し、指示に従うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 前述の期日までに復職できない場合、速やかに放課後児童支援課に連絡し学童保育所の退所又は入所辞退を届け出ること。

上記のとおり、相違ありません。

申請年月日	令和6年 11月	学童保育所	学童保育所	学童保育所
申出者氏名	高尾 花子			
学童氏名	高尾 むささび			
(入所希望) 学童保育所名	八王子 学童保育所 第1 クラブ	入所期限	/	→ /

上記の入所要件に該当する保護者氏名を記入
(申請者ではなく、申出書の対象になる方)

第1希望施設名を記入

■ 令和7年度(2025年度) 学童保育所一覧

・学童保育所は第4希望まで申し込むことができます。

・入所申請は、希望する学童保育所の所在地を確かめたうえで申請してください。

No.	施設名	※ 高学年 受入	所在地	電話	定員	小学校区	設置形態
1	第一小第1クラブ		元横山町2-5-1	646-1141	65名	第一小学校	学校外施設
2	第一小第2クラブ		本町25-1	628-2161	36名		学校外施設
3	第一小第3クラブ		元横山町2-14-3	649-2460	50名		学校余裕教室
4	八木町		八木町7-1	626-5234	100名	第二小学校	学校余裕教室
5	寺町		寺町29-15	628-5345	120名	第三小学校	校舎内専用施設
6	第四小第1クラブ		明神町2-15-1	646-9990	131名	第四小学校	学校敷地内専用施設
7	第四小第2クラブ	○	明神町2-21-14	649-2513	33名		学校外施設
8	千人町第1クラブ		千人町3-7-7	662-5673	87名	第五小学校	学校敷地内専用施設
9	千人町第2クラブ			663-2564	61名		学校敷地内専用施設
10	台町第1クラブ		台町4-2-1	627-7246	131名	第七小学校	校舎内専用施設
11	台町第2クラブ	○		686-0465	55名		学校余裕教室
12	第八小	◎	石川町2065	648-3366	84名	第八小学校	学校余裕教室
13	第九小		中野上町2-14-1	623-4230	71名	第九小学校	学校余裕教室
14	第十小		大和田町7-5-1	644-8744	188名	第十小学校	学校余裕教室
15	中野北小	◎	中野山王3-1-1	624-9561	50名	中野北小学校	学校余裕教室
16	清水小		中野山王3-25-1	626-4591	109名	清水小学校	学校余裕教室
17	大和田小		大和田町4-19-1	645-0526	105名	大和田小学校	学校余裕教室
18	小宮小		小宮町1128-3	645-3223	121名	小宮小学校	学校敷地内専用施設
19	高倉小		高倉町67-2	642-8163	100名	高倉小学校	学校敷地内専用施設
20	久保山第1クラブ		久保山町1-20-6	692-2019	81名	宇津木台小学校	学校外施設
21	久保山第2クラブ		久保山町2-18	692-5058	35名		学校余裕教室
22	横山第一小		館町74	663-9687	121名	横山第一小学校	学校敷地内専用施設
23	横山	○	並木町26-1	661-1299	100名	横山第二小学校	学校余裕教室
24	散田小第1クラブ		散田町5-23-1	668-4004	102名	散田小学校	学校余裕教室
25	散田小第2クラブ			663-1777	70名		学校敷地内専用施設
26	長房	◎	長房町340-4	663-6487	70名	長房小学校	学校余裕教室
27	船田小		長房町1041-2	663-6829	112名	船田小学校	学校余裕教室
28	館ヶ丘	◎	館町1097-57	665-5239	70名	館小学校	児童館併設
29	山田小		山田町1553	662-8281	100名	山田小学校	学校敷地内専用施設
30	梶田小第1クラブ		梶田町571-2	666-9649	90名	梶田小学校	学校敷地内専用施設
31	梶田小第2クラブ	○	梶田町554-11	664-2512	40名		学校外施設
32	寺田第1クラブ	◎	寺田町432-102	665-7187	70名	緑が丘小学校	学校外施設
33	寺田第2クラブ		寺田町405-5	666-6620	60名		学校敷地内専用施設
34	元八王子		式分方町761	625-6493	116名	元八王子小学校	学校敷地内専用施設
35	元八王子東小		叶谷町1521	627-1245	74名	元八王子東小学校	学校余裕教室
36	上壺分方		上壺分方町799-2	652-1891	103名	上壺分方小学校	学校余裕教室
37	城山第1クラブ	○	元八王子町2-3351-15	663-6094	51名	城山小学校	学校外施設
38	城山第2クラブ		元八王子町2-1767	664-3988	39名		学校余裕教室
39	式分方小		式分方町520-1	626-6760	86名	式分方小学校	学校余裕教室
40	横川	○	横川町305	622-6200	120名	横川小学校	学校余裕教室
41	恩方西	○	下恩方町1369	651-1154	81名	恩方第一小学校	学校敷地内専用施設
42	恩方東		下恩方町515-20	651-8079	80名	元木小学校	学校敷地内専用施設
43	川口	◎	川口町3974	654-4758	101名	川口小学校	児童館併設
44	つきみ第1クラブ		犬目町44-1	621-8666	85名	陶鎔小学校	学校外施設
45	つきみ第2クラブ		犬目町41-1	623-8563	40名		学校外施設
46	上川口小	◎	上川町1099	654-0045	23名	上川口小学校	学校余裕教室

◎・・・定員に余裕がある場合、6年生まで受入可能

○・・・定員に余裕がある場合、4年生まで受入可能

No.	施設名	※ 高学年 受入	所在地	電話	定員	小学校区	設置形態
47	美山小	◎	美山町1892	652-0297	35名	美山小学校	学校敷地内専用施設
48	檜原小		檜原町1287-2	626-1788	70名	檜原小学校	学校余裕教室
49	からまつ		川口町1557-2	654-3908	70名	松枝小学校	学校外施設
50	加住小	◎	加住町1-170-2	692-0150	70名	加住小学校	学校外施設
51	北野		打越町348-1	645-8588	120名	由井第一小学校	学校敷地内専用施設
52	由井かたくら		西片倉1-14-1	636-7784	60名	由井第二小学校	学校外施設
53	由井	◎	小比企町1201	635-4762	86名	由井第三小学校	学校敷地内専用施設
54	長沼		長沼町707-3	636-2479	100名	長沼小学校	学校余裕教室
55	片倉台		片倉町1318	637-9220	60名	片倉台小学校	学校余裕教室
56	高嶺小		北野台4-21-1	637-4146	74名	高嶺小学校	学校余裕教室
57	みなみ野第1クラブ		みなみ野1-9-3	635-0014	70名	みなみ野小学校	学校外施設
58	みなみ野第1クラブ分室		みなみ野6-1-1	-	40名		学校外施設
59	みなみ野第2クラブ		みなみ野1-1-1	635-3321	50名		学校外施設
60	みなみ野君田小	◎	みなみ野4-3-1	635-4343	131名	みなみ野君田小学校	学校敷地内専用施設
61	七国小第1クラブ		七国6-42-1	637-5441	114名	七国小学校	学校外施設
62	七国小第2クラブ		七国4-9-5	637-1107	48名		学校外施設
63	浅川第1クラブ		初沢町1323	665-2539	120名	浅川小学校	児童館併設
64	浅川第2クラブ		初沢町1335	673-4391	40名		学校余裕教室
65	東浅川小第1クラブ		東浅川町550-22	662-2929	100名	東浅川小学校	学校敷地内専用施設
66	東浅川小第2クラブ			673-5809	35名		学校余裕教室
67	由木第1クラブ		越野692-1	676-8733	87名	由木中央小学校	児童館併設
68	由木第2クラブ		下柚木25	-	40名		学校余裕教室
69	由木東小第1クラブ		東中野1347	677-5086	120名	由木東小学校	学校敷地内専用施設
70	由木東小第2クラブ			689-4410	40名		学校余裕教室
71	由木西小	◎	上柚木538-1	679-0901	23名	由木西小学校	学校余裕教室
72	鹿島	◎	鹿島2	675-0158	70名	鹿島小学校	児童館併設
73	松が谷	◎	松が谷13	675-0161	70名	松が谷小学校	児童館併設
74	中山小	◎	中山1155	635-4051	55名	中山小学校	学校余裕教室
75	柏木小	○	南大沢3-3	674-0109	72名	柏木小学校	学校余裕教室
76	南大沢西		南大沢4-18	679-4312	49名	南大沢小学校	学校敷地内専用施設
77	宮上		南大沢5-20-11	677-4200	67名	宮上小学校	学校外施設
78	秋葉台第1クラブ		別所2-12-4	677-8358	45名	秋葉台小学校	学校外施設
79	秋葉台第2クラブ		別所2-5	676-1990	70名		学校敷地内専用施設
80	秋葉台第3クラブ		堀之内3-29-16	674-6836	36名		学校外施設
81	秋葉台第4クラブ		別所2-16-1	689-5110	30名		学校外施設
82	別所	◎	別所2-44	677-7755	120名	別所小学校	学校敷地内専用施設
83	あたご		上柚木3-5-10	677-6427	68名	愛宕小学校	学校外施設
84	まつぎ		別所1-29-2	676-7241	90名	松木小学校	学校外施設
85	下柚木		下柚木3-4-1	677-3553	81名	下柚木小学校	学校外施設
86	上柚木小	◎	上柚木3-15	677-6675	47名	上柚木小学校	学校余裕教室
87	長池第1クラブ	○	別所1-45-3	670-3631	59名	長池小学校	学校外施設
88	長池第2クラブ		別所1-55	679-4664	60名		学校敷地内専用施設
89	鑓水小第1クラブ		鑓水2-74	677-7688	70名	鑓水小学校	学校敷地内専用施設
90	鑓水小第2クラブ	◎	鑓水2-73	674-5921	70名		学校外施設
91	子安第1クラブ		子安町1-37-1	648-5643	51名	いずみの森義務教育 学校(前期課程)	学校外施設
92	子安いずみの森クラブ		子安町2-18-1	644-9939	184名		校舎内専用施設
93	子安いずみの森クラブ分室		調整中	-	40名		学校外施設

■ 入所承認

(1) 審査について

八王子市学童保育所入所承認基準表(15 ページ)に基づき、次のとおり審査を行い、入所を承認します。

ア 指数は保護者いずれかのうち、低い方を適用します。

イ アで適用した保護者の指数順に並べ、指数上位の児童から順に定員に達するまで入所を承認します。

ただし、指数が同点の場合は、同一指数の場合の優先順位表(16 ページ)に基づき、順位を決定します。

ウ 複数施設を希望している児童については、第一希望の施設から順に入所の可否を審査します。いずれかの施設に入所が決定した又は希望したいずれの施設にも入所できなかった時点で、審査を終了します。

(2) 結果の通知について

入所判定の結果は、表紙に記載の時期に郵送します。電話等によるお問合せは、ご遠慮ください。

(3) その他

他の申請者との公平性を保つため、申請期間内に提出された書類の内容で審査を行います。締切後に追加で提出された書類の内容は反映できません。

■ 八王子市学童保育所入所承認基準表

区分	保護者の要件		指数	
	種別	細目		
1	不存在	父母ともに死亡・行方不明等	11	
2	疾病等	入院	10	
		居宅療養	常時病臥	10
			一般療養（週3日以上の通院を常態）	8
			一般療養（週1～2日の通院を常態）	7
			一般療養（上記以外）	6
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級、自立支援医療(精神通院)受給者	10
			精神障害者保健福祉手帳3級等	9
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	10
身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度	9			
3	就労・就学	日中7時間以上の就労や就学	月20日以上	9
			月16日～19日	8
			月12日～15日	7
	就労・就学	日中4時間以上7時間未満の就労や就学	月20日以上	8
			月16日～19日	7
			月12日～15日	6
4	看護・介護	1日4時間以上かつ月12日以上 の看護・介護	精神障害者保健福祉手帳1・2級、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度	10
			精神障害者保健福祉手帳3級等、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度	8
	看護・介護	日中7時間以上の看護・介護	月20日以上	9
			月12日～19日	7
	看護・介護	日中4時間以上の看護・介護	月20日以上	8
			月12日～19日	6
5	出産	出産	5	
6	求職	求職中	4	

※保護者いずれかのうち指数の低い方を適用します。

※1年生は表中指数に1点加算します。

※ひとり親家庭は表中指数に1点加算します。

※種別の同じ要件（就労と就学、看護と介護）は、合算して判定します。

※就労・就学について

- ① 第三者（株式会社、NPO法人等）から就労内容を証明されている方は表中指数に1点加算します。
- ② 個人事業主等のため、自身で就労証明書を作成する場合、事業の実態を示す書類の提出があれば、表中指数に1点加算します。
- ③ 就学要件での申請をした方は表中指数に1点加算します。

※入所希望日時点の実際の拘束時間(実働時間+休憩時間)で判定します。ただし、育児時間等の時間短縮制度を利用している場合は、その拘束時間で判定します。

■ 同一指数の場合の優先順位表

優先順位	細目
1	低学年順
2	両親不存在
3	ひとり親家庭
4	単身赴任世帯
5	障害がある児童
6	生活保護受給世帯
7	要件の種別
8	午後1時以降の就労等時間の長短
9	1か月の就労等日数の多い順
10	1か月の総労働時間の多い順

※ 優先順位 7「要件の種別」の優先順位は、上位から順に疾病等→就労・就学→看護・介護の順とします。

※ 保護者（父親と母親）の指数が同じ場合は、優先順位 7 で要件が低い方の保護者を適用します。同位の場合は、更に 8、9、10 の順に、要件が低い方の保護者を適用します。

■ 結果通知受取り後の手続き

〈★〉の書類は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。書類の提出先は、各学童保育所又は放課後児童支援課です。

(1) 入所決定者の手続き

ア 入所説明会への出席

入所決定後、施設ごとに入所説明会を行いますので、必ず出席してください。
その際に、保育料納入の手続きや保育料免除申請について説明します。
説明会の具体的な日時は、入所承認通知書に同封する書類でお知らせします。
※年度途中入所の場合は、入所日までに施設へ連絡し、入所説明を受けてください。

イ 入所辞退

転居等により、決定した施設への入所を取りやめる方は、直ちに「学童保育所入所辞退・取下届」〈★〉を提出してください。**届出がないと、利用実績にかかわらず、保育料が発生します。**
辞退とともに別施設への入所を希望する場合は、改めて「入所申請書〈★〉」を提出してください。申請の時期や施設の空き状況により、希望どおりに入所できないことがあります。

ウ 待機登録の申請（転所の手続き）

決定した施設に入所したまま、別の施設に待機登録をする場合は、新たに「入所申請書(待機登録用)」〈★〉を提出してください。この場合、待機登録の申請ができるのは**1施設のみ**となります。
待機登録は3か月間有効です。3か月を経過しても転所ができなかった場合は、必要に応じて改めて待機登録の申請をお願いします。
なお、就労証明書等の書類の提出は原則不要ですが、就労時間や日数の増減があった場合、待機順位が変更となる可能性があります。その際は、申請書と合わせて就労証明書等を提出してください。

(2) 保留者の手続き

ア 待機登録

いずれの施設にも入所できなかった方は、希望した全ての施設に自動的に待機登録となります。待機登録施設に欠員が生じ次第、入所のご案内を郵送します。

イ 希望施設の追加

希望施設は、第4希望まで追加することができます。
改めて「入所申請書」〈★〉を提出してください。

ウ 希望施設の変更

申請を取りやめる施設名を記入した「学童保育所入所辞退・取下届」〈★〉と新たな希望順位で申請する施設を記入した「入所申請書」〈★〉を提出してください。

■ 在籍中に必要な手続き

次の場合は、必要書類の提出が必要です。

〈★〉の書類は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。書類の提出先は、各学童保育所又は放課後児童支援課です。

内容	必要書類及び注意事項	
入所要件等の変更の場合	必要書類	入所要件の変更を証明する書類(就労証明書等)
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機登録している場合は、就労開始、転職、就労時間や日数の増減等があった際は変更内容が確認できる書類を提出してください。 ・ 入所保留（待機）の方は、待機順位が変更になる場合があります。 ・ 入所承認期間に期限がある方は、期限内に新しい書類を提出してください。 ・ 既に学童保育所に在籍していて、待機登録をしていない場合、入所要件が消滅していない限り、書類提出は不要です。
氏名、住所、電話番号、世帯状況等の変更の場合	必要書類	学童保育所登録事項変更連絡票〈★〉
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票等の手続きとは別に、変更連絡票の提出が必要です。
欠席する場合	必要書類	学童保育所欠席届〈★〉 学童保育所保育料免除申請書〈★〉 ※月の全日数を欠席する場合のみ提出してください。
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席する前日までの提出が必要となります。 ・ 原則として連続2か月以上の欠席はできません（詳細は19ページを参照してください）。
退所する場合	必要書類	学童保育所退所届〈★〉
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所希望日までに提出してください。 ・ 届出がないと、利用実績にかかわらず保育料が発生します。
待機を取り下げる場合	必要書類	学童保育所入所辞退・待機取下届〈★〉
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機している施設への入所の意向がなくなった時点で、速やかに提出してください。

■ 学童保育所の利用にあたって

(1) 欠席の連絡

- ア 欠席、早退する場合は、必ず学童保育所に連絡をしてください。
- イ 児童のけが等のやむを得ない事情がある場合を除き、連続2か月以上の欠席は認めていません。

(2) 利用日数

月12日以上の利用がない場合、退所となることがあります。

(3) お迎えについて

学童保育所では、児童の安全確保の観点からお迎えをお願いしています。特別な事情によりお迎えができない場合は、学童保育所の指導員に相談してください。

(4) おやつ・お弁当

- ア おやつは、学童保育所で用意します。
- イ 土曜日や三季休業日など学校給食のない日は、必ずお弁当を持たせてください。登所してから、児童が食べ物を買に出ることは、事故防止のため禁止しています。

(5) 病気等の対応

急な発熱や病気等の場合は、保護者の方に連絡しますので、お迎えをお願いします。
また、伝染性の疾患にかかった時は、全快するまで学童保育所を休ませてください。

(6) 災害時等の対応

- ア 台風や降雪等による避難勧告が予想されるときや、感染症の拡大防止等のために学童保育所が休所となる場合があります。
- イ 震災等の災害時には、できる限り早いお迎えをお願いします。
その際は、原則として保護者の方にお子さんを引き渡します。保護者の方が来られない場合は、代理の方のお迎えをお願いします。
なお、災害等の状況により第1次避難場所(小学校等安全な場所)へ移動している場合があります。

■ 学童保育所保育料

(1) 保育料一覧（下記は現在の料金です。料金が改定となる場合は別途通知等でお知らせします。）

区 分		保育料（月額）
通常(児童1人につき)		7,000円
月の途中入所者	当該月のみ2分の1	3,500円
きょうだい入所者	2人以上の児童が入所しているとき (児童1人を除く他の児童1人につき)	4,500円
きょうだい入所者で月の途中入所者	当該月のみ2分の1	2,250円

※ 保育料にはおやつ代が含まれます。

※ 延長保育を利用される場合は、保育料とは別に延長料金が発生します。詳しくは、学童保育所に直接お問い合わせください。

※ 毎月1日に在籍した場合は、その月の保育料が発生します。月の途中で退所されても、当該退所月の保育料は日割とはならず月額料金となります。

(2) お支払方法

ア 口座振替（原則）

- ・ 原則として、毎月末日が振替日です。末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日です。
- ・ 振替口座は原則として保護者本人の名義とし、直接、金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- ・ おおむね各月15日までにお申込みいただくと、翌月からの振替が可能です。

※令和6年度(2024年度)に口座振替でお支払いされていた方は、引き続き口座振替が可能です。ただし、令和5年度(2023年度)以前に学童保育所を利用し、新たに令和7年度(2025年度)に学童保育所を利用する場合には、改めて口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

イ 口座をお持ちでない方（例外）

- ・ 金融機関に口座をお持ちでない等の場合は、納付書による納付も可能です。
(自宅に納付書をお送りいたします。期限内の納付をお願いします。)

(3) 保育料の免除について

次のいずれかに該当する世帯で、保育料の免除を希望される場合は、「学童保育所保育料免除申請書」を提出してください。申請書は各学童保育所、放課後児童支援課又は八王子市子育て応援サイトで入手できます。

ア 生活保護を受けている世帯

イ 学校でかかる費用の就学援助を受けている世帯又はその要件に該当する世帯

- ※ **免除申請書は、毎年提出が必要**となります。前年度に免除が決定していた方も、新たに免除申請書の提出が必要です。
- ※ 免除に該当する状況であったとしても、**免除申請書の提出がないと免除にはなりません。**
- ※ **免除適用は、申請した月分の保育料からです。**遡っての適用はできません。
- ※ 免除申請書の提出と引き換えに、**必ず受領証をお受け取りください。**
- ※ 延長保育料は免除にはなりません。

■ 放課後の過ごし方について

学童保育所以外にも、市が提供している放課後の居場所があります。
それぞれの特徴を踏まえ、お子さんの成長や家庭の状況に応じてご利用ください。

令和6年（2024年）7月1日現在（※変更する場合があります）

実施事業	学童保育所	放課後子ども教室	はちびバ (子ども・若者育成支援センター)
概要	子どもたちの集団保育	放課後の自由な遊び場	色々な年齢の子どもたちの遊び場
対象	保護者が就労等により家庭で保育ができない児童	その小学校に通っている全児童	誰でも
管理・運営	指導員による保育	PTA や地域の大人による見守り	専任の市職員による遊びの支援
利用できる日時	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 放課後～18:30 (延長～19:30) ・土曜日及び夏・冬・春休み 8:30～18:30 (延長 8:00～・～19:30) 	<p>各小学校区で実施しており、開催曜日は場所により異なります。詳細は Web を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 原則、放課後～17:00 (10～2月は～16:00) <p>※館小・上川口小・鹿島小・高尾山学園では、実施していません。</p>	<p>詳細は Web を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日 10:00～17:30 (10～2月は～17:00) <p>※分館（鹿島・長房）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日 13:00～17:30 (10～2月は～17:00) ・土曜日及び夏・冬・春休み 10:15～17:30 (10～2月は～17:00)
利用料	月額 7,000 円	原則無料	原則無料
おやつ の提供	あり	なし	なし
Web ページ			
お問い合わせ先	放課後児童支援課 学童保育所担当 電話 042-620-7246	放課後児童支援課 放課後子ども教室担当 電話 042-649-6086	子ども・若者育成支援センター みなみ野事務所 電話 042-635-6137

■ 学童保育 FAQ

(1) 夏休みの間だけ学童を利用することはできますか？

ア 夏休み限定の入所枠等を設けてはいませんが、各月の1日または15日から入所することができますので、短期間の利用が可能です。学童保育が不要になりましたら、退所届を提出してください。

イ ただし、入所を希望する施設に欠員がない場合は、ご希望どおりに入所できない可能性があります。

【7月15日から学童を利用する場合のモデルスケジュール】

- 6月16日から6月30日までの間に、入所申請を済ませる。
- 7月10日ごろに、入所審査結果が自宅に郵送される。
- 審査の結果、入所できることとなった場合はすみやかに学童保育所へ連絡し、入所にあたっての説明を受ける。(入所できなかった場合は、欠員待ちとなります。)
- 7月15日から利用を開始する。
- 夏休みの終わりにあわせて、退所届を提出する。(月の途中の退所であっても、保育料は1か月分がかかります。)

(2) 入所申請の前に、学童保育所を見学できますか？

可能です。見学を希望する施設へ直接ご連絡をお願いします。各施設の連絡先は、募集案内の「学童保育所一覧」ページにてご確認ください。

(3) 離婚協議中の配偶者がいる場合、入所申請時にその配偶者の就労証明書は必要ですか？

日常的にお子さんを監護する立場にない場合、その方の「就労証明書」は不要です。また、「入所申請書」の同居家族欄への記載も不要です。

(4) 口座振替依頼書の「納付義務者」は誰の名前を書けばいいですか？

入所申請時に「申請者」欄にお名前を記載(入力)した保護者氏名を記入してください。

(5) 口座振替用に登録する口座は、「納付義務者」のものでなければなりませんか？

「納付義務者」以外の方の口座でも結構です。

(6) 保育料の納付証明書はもらえますか？

ア 保育料を口座振替で納付されている方は、放課後児童支援課へご連絡をいただければ、おおむね10日ほどで納付証明書を郵送します。ご連絡時に、いつの分の保育料を証明対象とするかをお伺いします。

イ 納付証明書の発行について、手数料等はありません。

ウ 納付書で納付されている方は、領収日付印が押された控え(「学童保育所保育料納入通知書兼領収証書」)が納付証明となります。

